

○岡山理科大学大学院理工学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学大学院理工学研究科履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第9条に基づき、理工学研究科(以下「本研究科」という。)において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 大学院学則第9条第1項に基づき授業科目を編成する。

- 2 本研究科において開設する授業科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。
- 3 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。
- 4 本研究科の修士課程の専攻に履修上の区分としてコースを置く。
- 5 コースの名称及び開講科目は別表Ⅰに定める。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:10~10:40	10:55~12:25	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

(授業科目の履修)

第4条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

- 2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。
- 3 他専攻や他研究科の講義科目を履修する場合は、授業科目の担当教員及び指導教員の承認を得れば履修することができる。
- 4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。
- 5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、大学院学則第6条の2の規定及び大学院学則第12条第1項、第2項各号のただし書に基づき在学期間の短縮を認められた者は、上位年次配当の授業科目を履修することができる。

(単位の認定と学習の評価)

第6条 大学院学則第13条に基づく単位の認定及び学習の評価は、科目ごとに次の評価基準によって行う。

評点	評価	判定
100点~90点	S(秀)	単位認定
89点~80点	A(優)	単位認定
79点~70点	B(良)	単位認定
69点~60点	C(可)	単位認定
59点~0点	D(不可)	単位不認定
受講・受験せず※	E	単位不認定
合格	O	単位認定
不合格	X	単位不認定
科目認定	N	単位認定

※出席が規定回数の3分の2を超えていない場合又は期末試験を受験していない場合。

- 2 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(現時点では良好)、「I」(努力を要する)で表示し、学習指導上の参考とする。

(修了要件)

第7条 大学院学則第12条に定めるもののほか、本研究科修士課程及び博士課程(後期)の修了要件は、別表Ⅰの各専攻欄外の条件を満たすこと。

(教育職員免許状取得のための授業科目の履修)

第8条 大学院学則第25条に規定する教育職員免許状を取得するために必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

2 学部で一種免許状を取得した者が、中学校教諭専修免許状、高等学校専修免許状を取得する場合には、本研究科において、別表Ⅱの「教科に関する科目」を24単位以上修得するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理工学研究科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 (令和5年2月22日 第11回大学協議会)
本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日 第12回大学協議会)
この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正規程は、令和6年度入学生から適用する。

別表Ⅰ 理工学研究科の授業科目、単位数、必修・選択の別
(略)

別表Ⅱ 教育職員免許状を取得するために必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別
(略)